

平成20年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 供給事業所数 | 62工場 |
| (2) 年間契約給水量 | 98,258,000 m ³ |
| (3) 1日当たり契約給水量 | 269,200 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	2,824,229千円
第1項 営業収益	2,788,940千円
第2項 営業外収益	35,289千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	2,650,441千円
第1項 営業費用	2,388,354千円
第2項 営業外費用	245,087千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,087,201千円は、当年度分

損益勘定留保資金等701,750千円、減債積立金取崩額22,000千円及び繰越利益剰余金処分額363,451千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 工業用水道事業資本的収入	288,000千円
第1項 企 業 債	132,000千円
第2項 国 庫 補 助 金	129,000千円
第3項 分 担 金 及 び 負 担 金	27,000千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出	1,375,201千円
第1項 建 設 改 良 費	1,032,406千円
第2項 企 業 債 償 還 金	329,088千円
第3項 投 資	1,045千円
第4項 国 庫 補 助 金 返 還 金	8,662千円
第5項 予 備 費	4,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 工業用水道施設整備事業費にあてるため。
- (2) 限 度 額 132,000千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は平成20事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年5.0%以内。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年

以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 政府資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち363,451千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金 363,451千円

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏